

令和6年第1回市議会定例会（3月）



陳情書



秋田県由利本荘市議会

目 次

陳情第1号	あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情	…	1 P
陳情第2号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情	…	3 P
陳情第3号	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情	…	5 P
陳情第4号	公契約基本条例に労働報酬下限額を定めるなど充実発展を由利本荘市に求める陳情	…	7 P
陳情第5号	あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情	…	9 P

(写)

陳情第1号

令和5年11月21日 受理

陳情書

【陳情の要旨】

あきたこまちRの採用を延期することを秋田県に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

令和7年からあきたこまちRに全面切替えされようとしています。つまりこれまでのあきたこまちは今後一切作られなくなってしまうということです。私はあきたこまちRへの全面切替えへ不安を感じています。

まず、あきたこまちRについて多くの人が知りません。私の親は秋田県の農家ですが、あきたこまちRについては知りませんでした。最近では新聞でも取り上げられるようになりましたが、もっと農家の人たちに知ってもらった上で広く意見を求めるべきだと思います。

次に放射線育種についてですが、これは本当に安全なのか分かりません。あきたこまちRの交配元であるコシヒカリ環1号は重イオンビームという人が浴びると死んでしまうほど強い放射線を当てて作られたと聞きました。こうして作られたお米が私たちの人体に安全なのか心配です。またコシヒカリ環1号はごま葉枯病等の稲の生育にとって悪い性質があると聞きました。あきたこまちRも同じ性質を持っている可能性があり、生育の面でも不安があります。そんなあきたこまちRに全面切替えしても大丈夫なのでしょうか。

最後に全面切替えは本当に必要なのでしょうか。そもそも秋田県でカドミウムの基準を満たせないお米の割合は多くても3%未満であると聞きました。この3%のために全面切替えが必要なのか疑問です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき、秋田県に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

あきたこまちRの採用を延期すること。

令和5年11月16日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

千葉県船橋市前原西1-36-5

小 瀧 隆 仁 印

(写)

陳情第2号

令和5年11月29日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6,000件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、後に我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、並びに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇い止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じています。国の制度の問題であり地方行政では対応できません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

年金制度における外国人への脱退一時金の調査及び改善をすること。

令和5年11月24日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

福岡県行橋市上稗田1097-1

小 坪 慎 也 ㊞

(写)

陳情第3号

令和6年1月24日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

一昨年から続いている物価の高騰は、国民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっています。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,113円、秋田県では897円、最も低い県では893円にとどまっています。毎日8時間働いても月15万円(税込み)ほどであり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。地域別であるがゆえに、秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で216円もの格差があります。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっています。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律性をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げをしていくことを要望します。

つきましては、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金時間額1,500円以上を目指すこと。
3. 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

令和6年1月18日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通7丁目2-21 ぐらしと労働会館2階
秋田県労働組合総連合
議長 越後屋 建 一 ㊟

秋田市中通7丁目2-21 ぐらしと労働会館2階
秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 奥 井 明 子 ㊟

(写)

陳情第4号

令和6年1月24日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

公契約基本条例に労働報酬下限額を定めるなど充実発展を由利本荘市に求める陳情

【陳情の理由】

地方自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注や低価格入札によって、そこで働く労働者の賃金が低く抑えられるということがたびたび指摘されてきました。

低価格発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、官製ワーキングプアを生むだけでなく、公務・公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きかねません。正規職員の非正規職員への置き換えが広がり、公務・公共サービスの質的劣化が進み、コロナ禍でその深刻さが顕在化し、公共の役割が問われる状況も生まれています。

アウトソーシングや指定管理者などの公共職場・現場はコロナ禍対応でその重要な役割が見直されたにもかかわらず、そこで働く労働者賃金は地域最低賃金に張りついています。私たちが取り組んできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は大きな地域差は見られず、若者が自立した生活をする上で必要な生計費は月に25万円(税込み)程度、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されています。長期にわたる実質賃金の低下、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体が労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、こうした規模での賃金引き上げと単価保障を実施し、公務・公共サービスで働く労働者の生活と地元企業の経営を守り、地域経済を活性化する役割を発揮することが求められています。

また、建設産業への若年入職者が減少し、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としています。労働者不足で地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障が生じかねません。国土交通省は、公共工事設計労務単価を全職種平均で2012年度比65.5%引き上げました。公的機関からの公共工事発注単価は改善されましたが、引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の処遇は改善されていません。公共工事発注単価・賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも労働報酬下限額を定めた公契約条例が必要です。

由利本荘市においては平成29年12月に「公契約基本条例」が制定され、市が発注する

公共工事等について、企業後継者の健全な育成を支援し、公正な労働や雇用を確保・継続していくため、発注者である由利本荘市と受注者となる契約の相手方の責務を明確にしながらい札制度等の整備を図る努力が続けられています。

「公契約の適正化」に関する全国的な状況は、労働報酬下限額を定めた公契約条例は28自治体、理念条例は55自治体まで広がっています（2023年6月現在）。公契約条例の目的には、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立を目指し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言するという意味もあります。公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが必要であると考えます。さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できない事態は避けなければなりません。

つきましては、現行の条例に労働報酬下限額を定めるなど、より実効性が高くなる制度として充実発展していくよう、下記事項について陳情いたします。

記

由利本荘市が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、市が適切と考える賃金・報酬が、事務に従事する全ての労働者に確実に支払われるよう、労働報酬下限額を定めるなど、公契約基本条例の充実発展に向けた検討を進めること。

令和6年1月18日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市中通7丁目2-21 ぐらしと労働会館2階
秋田県労働組合総連合

議長 越後屋 建 一 ㊟

秋田市中通7丁目2-21 ぐらしと労働会館2階
秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥 井 明 子 ㊟

(写)

陳情第5号

令和6年1月26日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

あきたこまちRへの全面切替え計画を見直すことを秋田県に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

秋田県は2025年度から、現在生産されている県産米「あきたこまち」をカドミウム低吸収米「あきたこまちR」に全て切り替え、「あきたこまち」として販売する計画を進めています。

「あきたこまちR」は、「コシヒカリ」の種子に強力な放射線重イオンビームを照射してカドミウムの吸収に関係する遺伝子を破壊して開発された「コシヒカリ環1号」に、「あきたこまち」を7回交配したものです。放射線によって遺伝子操作を行った種子に関しては様々な意見があり評価が分かれています。

2023年7月20日から8月21日までの期間に秋田県議会が募集したパブリックコメントには、「どのような影響を及ぼすのか不明」、「従来のあきたこまちを食べたい」、「選択できるようにすべきだ」といった、多くの懸念や不安の声が寄せられています。一方でカドミウム対策を求める声もあり、「あきたこまちR」の生産そのものに反対するものではありませんが、県内全域で「あきたこまちR」に全面的に切り替えてしまえば、「あきたこまち」を生産するためには他県から直接種子を購入するか自家採種するしかありません。そのため個々の農家に対して過重の負担を強いることになり、「あきたこまち」を生産したい農家の選択の道を実質的に閉ざすこととなります。また、「あきたこまちR」を「あきたこまち」と表示して販売することで両者の区別が判断できなくなり、不安を感じる消費者が「あきたこまち」の購入を控えることも考えられます。そうなれば秋田県産米全体の需要にも悪影響を与えることになりかねず、米農家とりわけ消費者と直接つながっている有機栽培農家は、消費者の動向にとっても神経をとがらせています。

米生産の在り方は、秋田県にとって地域経済や住民生活にとって死活的な問題です。「あきたこまちR」への切替え計画については、全面切替え方式を見直し、「あきたこまち」の生産も継続できるよう、地方自治法第99条に基づき、秋田県に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

あきたこまちRへの切替え計画については、全面切替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産も継続できるようにすること。

令和6年1月24日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田市河辺赤平字中村1-1

「あきたこまちR」をみんなで考える会

代表 田 口 則 芳 ㊞